

鳥取県告示第 454 号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和 40 年鳥取県規則第 46 号）第 9 条第 2 項の規定に基づき、小型機船底びき網漁業に係る漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 66 条第 1 項の許可（平成 20 年鳥取県告示第 242 号（小型機船底びき網漁業に係る許可の申請期間について）に定める申請期間中に行われた申請に係る許可を除く。）の申請期間を平成 20 年 6 月 17 日から同月 20 日までと定めたので、同規則第 9 条第 3 項の規定により告示する。

平成 20 年 6 月 17 日

鳥取県知事 平 井 伸 治